

内閣官房及び内閣法制局・内閣府本府入札等監視委員会

第15回会議議事概要

開催日及び場所	第15回会議 平成24年1月10日(火) 内閣府仮設庁舎講堂
委員	委員長 國廣 正 (弁護士) 委員 今井 猛嘉 (法政大学大学院法務研究科教授) 委員 小林 麻理 (早稲田大学大学院公共経営研究科教授) 委員 長岡 美奈 (公認会計士) 委員 渡井 理佳子 (慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
議事	○平成23年度 第2四半期の契約に係る審議 ○その他

○平成23年度 第2四半期の契約に係る審議	
審議対象期間	平成23年7月1日～平成23年9月30日
対象案件の説明	○対象期間における契約の全体(内閣官房43件・内閣法制局2件・内閣府148件)について事務局から説明 ○審議案件の抽出の考え方について当番委員から説明 抽出にあたっての関心事項 ・落札率が低い案件等について予定価格が適正に積算されているか、また事業が適正に履行されているかどうか ・企画競争の案件について、予定価格が適正に積算されているか、また契約金額の決定方法が適正かどうかを確認する。 さらに以下の観点から各案件を絞込み
審議抽出案件	3件
【競争入札】 総合評価落札方式	(官)1件 (関心事項) 予定価格が適正に積算されているか、また事業が適正に履行されているか。 契約件名：東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査(法務にかかるデュー・デリジェンス) 契約相手：西村あさひ法律事務所 契約金額：94,500,000円 契約日：平成23年7月25日 担当部局：内閣官房原子力発電所事故による経済被害対応室
【競争入札】 最低価格落札方式	(府)1件 (関心事項) 予定価格が適正に積算されているか、また事業が適正に履行されているか。 契約件名：研究報告書の文字情報によるデジタル化作業 契約相手：株式会社ムサシ 契約金額：2,371,057円 契約日：平成23年8月12日 担当部局：内閣府経済社会総合研究所

<p>【随意契約】 企画競争</p>	<p>(府) 1件 比較対象(府) 1件 (関心事項) 予定価格が適正に積算されているか、また契約金額の決定方法が適正かどうか比較の上確認。</p>	<p>契約件名：平成23年度最重要・重要広報テーマに係る政府広報の実施業務「国際広報」（復興関連コンテンツの企画・制作等業務及びテレビスポット制作放送業務） 契約相手：株式会社電通 契約金額：32,186,954円 契約日：平成23年8月5日 担当部局：内閣府政府広報室</p>
<p>【随意契約】 企画競争</p>		<p>契約件名：平成23年度最重要・重要広報テーマに係る政府広報の実施業務「国際広報」（雑誌記事広告制作掲載業務） 契約相手：株式会社電通 契約金額：19,953,285円 契約日：平成23年9月5日 担当部局：内閣府政府広報室</p>
<p>委員からの意見・質問 それに対する回答等</p>	<p>別紙のとおり</p>	
<p>委員会による意見の 具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

意見・質問	回答
1 東京電力株式会社の経営・財務等に係る調査(法務にかかるデュー・デリジェンス)	
○3者の応札があり、予定価格は応札金額よりかなり高いが、どのようにして予定価格を積算したのか。	○今回の調査は法務に関する事例なので、弁護士に依頼することは判っていた。人件費の単価は「中小企業のための弁護士報酬の目安」を参考に積算をした。日数については、各項目に従った日数を参考に、ほぼフル稼働することを想定し積算した。
○予定価格の積算に比べて、単価の設定を下げているということなのか。日数が極端に減っているということはないのか。	○落札業者の明細書によると、日数や単価についてはほぼこちらで想定したものと同じだが、弁護士費用の場合は、billable修正という、能力に応じて積算したものの全額を請求せずに、どのくらい稼働しているかという率を勘案して明細書を作成している。そこでかなり低くなってしまう。
○本案件は総合評価落札方式なので、価格点と技術点の配分を1対2にしていると思うが、1対2にした理由はどこにあるのか。また、結果としてどのくらいの時間を使って調査をしたのかという報告は受けているのか。	○調査の業務委託に関する総合評価落札方式の価格点と技術点の配分は、1対2ということになっている。落札業者はチームを組んで調査を行っており、20名の名簿は出してもらっている。当方の事務局には誰が何時間働いたかという報告は受けていないが、実情としては昼夜を問わず働いていただいた。
○技術点で点差がかなり開いているが、この評価基準というものはどのようなものだったのか。	○応札した3者がプレゼンテーション用資料を作成し、10名以上からなる当方の委員会では3者からヒアリングをし、技術等評価基準に合致しているかどうかを審査した上での点数となっている。基準を満たしていなければ点数が低く、満たしていれば高くなる。
○価格点と技術点の配分は、調査が1対2、研究開発が1対3ということだが、デュー・デリジェンスの調査は、調査といっても事実の発見ではなく評価が加わっている調査なので、このような法務の調査の価格点と技術点の配分は、1対2でもなく、1対3でもなく、その中間ぐらいの配分があった方がもう少しいい競争になるのかなという気がする。また、技術審査の評価項目についても、事案に応じて、例えば法律的な評価を加える時には別途の項目があった方がいいと思う。	
○技術点をつけるとき、プレゼンテーションの印象だけでつけているのか。	○プレゼンテーションを行い、その資料の中身について客観的な事実に基づいて点数はつけている。プレゼンテーションの良さ悪しだけや、委員の感想だけで点数をつけているわけではない。

2 研究報告書の文字情報によるデジタル化作業	
○予定価格を積算したときの根拠は何か。	○「物価資料」という資料があり、それに基づいて市場価格と いうか、一般的な単価の積算資料を使って積算している。
○めったにないと思うが、今回はたまたま2者が同一の 応札金額だったが、その場合はくじ引きとか、あみだく じで落札業者を決めるというのが全体のルールになって いるのか。	○今回は、後に残るように、あみだくじを引くということでやら せていただいた。応札金額が同額の場合は、くじ引きで決め ると入札説明書に記載してある。
○文字情報のデジタル化というのは、多分これまでも経 験があると思う。このような案件と同様の案件で、予定価 格と実際の契約金額だけでなく、応札金額というものをト レンドというか、どのくらいだったかという情報があると、 予定価格の積算の改善につながると思う。今までどんな 経緯があったかということのデータを残して、それを参考 に改善するという事は十分考えられるのではないか。	○経済社会総合研究所だけではなく、内閣府全体の話でも あるので、横並びを調べてみて報告する。

<p>3 ①平成23年度最重要・重要広報テーマに係る政府広報の実施業務「国際広報」（復興関連コンテンツの企画・制作等業務及びテレビスポット制作放送業務）</p> <p>②平成23年度最重要・重要広報テーマに係る政府広報の実施業務「国際広報」（雑誌記事広告制作掲載業務）</p>	
<p>○この落札業者を選んだ理由は、ネットワークの広さとかそういうことか。</p>	<p>○いろいろ具体的な理由はあるが、企画内容に一番柔軟性がありバラエティもあった。また著名人を無料で使えるなど価格的にもよいところがあった。</p>
<p>○価格証明書はその価格に相違ないということを証明するものだと思うが、根拠については出てこないのか。特に海外ものときには色々な問題が起こる可能性もある。政府が関与するときにはFCPA違反などにならないか特に注意したほうがいい。</p>	<p>○例えば他の部局に国際広報を担当するところがあり、今度、このような案件に詳しい民間の者を雇用するという話があるので、その者に見てもらうことにより妥当性が証明できるのではないかと思う。また、海外の事業者との直接契約でないことは、いいことなのかもしれない。</p>
<p>○予定価格の積算に価格証明書を使ったことは、国際広報だからという理由が大きいのか、それとも企画競争だからということなのか、それとも両方だったのか。</p>	<p>○国際広報だからという理由の方が大きいと思うが、今までやっていない全く新しいジャンルの広報を行うことになるので、特にこういう問題が生じるのではないかと。</p>
<p>○今回は、新しいタイプの発注という理解でよいか。たまたま今回は国際だったが、国内的にも新規事業的なものが出てくるかもしれないという理解でよいか。</p>	<p>○そのとおり。それと企画競争で1者に決めているので、同じ企画で他者の見積もりをとるわけにはいかないということもある。</p>

○その他

- ・「平成24年度政府広報の契約方式」について内閣府政府広報室から説明
- ・「北朝鮮による拉致問題に係る北朝鮮向けラジオ番組の制作業務」の履行について内閣官房拉致問題対策本部事務局から説明
- ・情報システム関連契約の予定価格と落札価格
- ・内閣府本府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領
- ・平成22年度会計事務内部監査報告書
- ・平成23年度会計事務監査実施方針（案）等  
について事務局から説明